

○港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示

(平成十九年三月二十八日)

(国土交通省告示第三百九十五号)

改正	平成二二年	九月	六日	国土交通省告示第一〇一五号	
	同	二五年	九月一八日	同	第 八六一号
	同	二九年	一二月二六日	同	第一一九五号
	同	三〇年	三月一六日	同	第 四四八号
	令和	二年	六月	一日	同 第 六三二号
	令和	六年	四月	一日	同 第 三四四号

港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）の規定に基づき、港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示（平成十一年運輸省告示第百八十一号）の全部を改正する告示を次のように定める。

港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示

目次

第一章 総則（第一条—第二十八条）

第一節 定義（第一条—第四条）

第二節 自然状況等の設定（第五条—第二十条）

第一款 風に関する事項（第六条）

第二款 潮位に関する事項（第七条）

第三款 波に関する事項（第八条・第九条）

第四款 水の流れに関する事項（第十条—第十二条）

第五款 地盤に関する事項（第十三条—第十五条）

第六款 地震に関する事項（第十六条・第十七条）

第七款 船舶に関する事項（第十八条）

第八款 その他の事項（第十九条・第二十条）

第三節 技術基準対象施設を構成する部材（第二十一条—第二十八条）

第二章 水域施設（第二十九条—第三十二条）

第三章 外郭施設（第三十三条—第四十六条）

第四章 係留施設（第四十七条—第七十四条）

第五章 臨港交通施設（第七十五条—第八十条）

第六章 荷さばき施設（第八十一条—第八十四条）

第七章 保管施設（第八十五条—第八十八条）

第八章 船舶役務用施設（第八十九条・第九十条）

第九章 移動式施設（第九十一条—第九十三条）

第十章 その他の港湾の施設（第九十四条—第九十八条）

第一節 旅客乗降用固定施設（第九十五条）

第二節 廃棄物埋立護岸（第九十六条）

第三節 海浜（第九十七条）

第四節 緑地及び広場（第九十八条）

附則

第一章 総則

第一節 定義

(用語の定義)

第一条 この告示において使用する用語は、港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号。以下「省令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 永続作用 自重、土圧、環境作用（腐食現象等の施設を構成する材料の劣化を引き起こし、施設の性能を損なうおそれのある力学的、物理的、化学的又は生物学的な作用をいう。以下同じ。）等、設計供用期間中に常に生じるものと想定される作用をいう。
- 二 変動作用 風、波浪、水圧、水の流れ、船舶の接岸及び牽引による作用、レベルー地震動、載荷重等、設計供用期間中に生じる可能性が高いと想定される作用をいう。
- 三 偶発作用 津波、レベル二地震動、偶発波浪、船舶の衝突、火災等、設計供用期間中に生じる可能性が低く、かつ、当該施設に大きな影響を及ぼすと想定される作用をいう。
- 四 性能規定 性能照査を行えるよう、要求性能を具体的に記述した規定をいう。
- 五 性能照査 技術基準対象施設が性能規定を満足していることを確認する行為をいう。
- 六 永続状態 性能規定及び性能照査で考慮する一の作用又は二以上の作用の組合せの状態のうち、主たる作用が永続作用であるものをいう。
- 七 変動状態 性能規定及び性能照査で考慮する一の作用又は二以上の作用の組合せの状態のうち、主たる作用が変動作用であるものをいう。
- 八 偶発状態 性能規定及び性能照査で考慮する一の作用又は二以上の作用の組合せの状態のうち、主たる作用が偶発作用であるものをいう。
- 九 震源特性 震源断層の破壊過程が地震動に与える影響をいう。
- 十 伝播経路特性 震源から当該地点の地震基盤に至る伝播経路が地震動に与える影響をいう。
- 十一 サイト特性 地震基盤上の堆積層等が地震動に与える影響をいう。
- 十二 危険物 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十七号）で定める危険物をいう。
- 十三 港湾管理用基準面 技術基準対象施設を建設し、改良し、又は維持する場合において基準となる水面であって、最低水面（水路業務法施行令（平成十三年政令第四百三十三号）第一条の規定に基づき定められた最低水面をいう。）をいう。ただし、潮汐の影響が大きい湖沼又は河川に係る技術基準対象施設の港湾管理用基準面にあっては、港湾の利用の安全を確保するため渇水期等における水位の極めて低い状態を勘案して定めるものとする。

(性能規定の基本)

第二条 この告示で定める技術基準対象施設の性能規定は、当該施設の要求性能を照査するための要件とすることができる。この告示で定める性能規定以外の性能規定であって、技術基準対象施設の要求性能を満足することが確かめられるものも、同様とする。

(性能照査の基本)

第三条 技術基準対象施設の性能照査は、作用、供用に必要な要件及び当該施設の保有する性能の不確定性を考慮できる方法又はその他の方法であって信頼性の高い方法によって行われなければならない。

2 技術基準対象施設の性能照査に当たっては、設計供用期間中に当該施設が置かれる状況を考慮して、次の事項を行うことを基本とするものとする。

- 一 当該施設が置かれる自然状況等を考慮して、作用を適切に設定すること。
- 二 主たる作用と従たる作用が同時に生じる可能性を考慮して、作用の組合せを適切に設定すること。
- 三 材料の特性、環境作用の影響等を考慮して、材料を選定するとともに、その物性値を適切に設定すること。

(設計における施工及び維持への配慮)

第四条 技術基準対象施設の設計に当たっては、施工及び維持を適切に行えるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第二節 自然状況等の設定

(自然状況等の設定)

第五条 当該施設が置かれる諸条件の設定に関し省令第六条の告示で定める事項は、次条から第二十条までに定めるとおりとする。

第一款 風に関する事項

(風)

第六条 風については、性能規定及び性能照査で考慮する一の作用又は二以上の作用の組合せの状態に応じて、次の各号に定める方法により設定するものとする。

- 一 波浪及び高潮の推算に用いる洋上における風については、気象の長期間の実測値又は推算値をもとに、気象の状況及び将来の見通しを勘案して、風速、風向等を適切に設定するものとする。
- 二 風圧力の算定に用いる風については、風の長期間の実測値又は推算値をもとに、統計的解析等により再現期間に対応した風速及び風向を適切に設定するものとする。
- 三 風のエネルギーの算定に用いる風については、風の長期間の実測値又は推算値をもとに、一定期間における風速及び風向の相関頻度分布を適切に設定するものとする。

第二款 潮位に関する事項

(潮位)

第七条 潮位は、実測値又は推算値をもとに、天文潮及び気象潮、波浪による水位上昇並びに津波等による異常潮位を考慮し、気象の状況及び将来の見通しを勘案して、統計的解析等により、港湾管理用基準面からの水位を適切に設定するものとする。

第三款 波に関する事項

(波浪)

第八条 波浪については、性能規定及び性能照査で考慮する一の作用又は二以上の作用の組合せの状態に応じて、次の各号に定める方法により設定するものとする。

- 一 施設の安定性、構造部材の断面の破壊（疲労によるものを除く。）等の照査に用いる波浪については、長期間の実測値又は推算値をもとに、気象の状況及び将来の見通しを勘案して、統計的解析等により再現期間に対応した波浪の波高、周期及び波向を適切に設定するものとする。
- 二 構造部材に関する施設の機能の確保及び疲労による断面の破壊の照査に用いる波浪については、長期間の実測値又は推算値をもとに、統計的解析により設計供用期間中に高頻度で発生する波浪の波高、周期、波向等を適切に設定するものとする。
- 三 静穏度の照査に用いる波浪については、長期間の実測値又は推算値をもとに、一定期間の波浪の波高、周期及び波向の相関頻度分布を適切に設定するものとする。

(設計津波)

第九条 設計津波については、既往の津波記録又は数値解析をもとに、津波高さ等を適切に設定するものとする。

第四款 水の流れに関する事項

(海水等の流動)

第十条 海水等の流動については、実測値又は推算値をもとに、流速及び流向を適切に設定するものとする。

(河口水理)

第十一条 河口水理の影響については、実測値又は推算値をもとに、河川流を考慮して、適切な手法により評価するものとする。

(漂砂)

第十二条 漂砂の影響については、実測値又は推算値をもとに、適切な手法により評価するものとする。

第五款 地盤に関する事項

(地盤条件)

第十三条 地盤条件については、地盤調査及び土質試験の結果をもとに、土の物理的性質、力学的特性等を適切に設定するものとする。

(土圧及び水圧)

第十四条 土圧については、地盤条件をもとに、当該施設の構造、載荷重、地震動による作用等を考慮して、適切に設定するものとする。

2 残留水圧については、当該施設の構造、周囲の地盤条件、潮位等を考慮して、適切に設定するものとする。

3 動水圧については、当該施設の構造、地震動による作用等を考慮して、適切に設定するものとする。

(地盤の沈下)

第十五条 地盤の沈下の影響については、地盤条件をもとに、当該施設の構造、載荷重及び当該施設の周辺の状況を考慮して、適切な手法により評価するものとする。

第六款 地震に関する事項

(地震動)

第十六条 レベル一地震動については、地震動の実測値をもとに、震源特性、伝播経路特性及びサイト特性を考慮して、確率論的時刻歴波形を適切に設定するものとする。

2 レベル二地震動については、地震動の実測値、想定される地震の震源パラメータ等をもとに、震源特性、伝播経路特性及びサイト特性を考慮して、時刻歴波形を適切に設定するものとする。

(地盤の液状化)

第十七条 地盤の液状化については、地盤条件をもとに、地震動による作用を考慮して、適切な手法により評価するものとする。

第七款 船舶に関する事項

(対象船舶の諸元等)

第十八条 対象船舶(技術基準対象施設の性能照査において、条件として用いる船舶をいう。以下同じ。)の諸元については、次の各号に定める方法により設定するものとする。

一 対象船舶を特定できる場合にあつては、当該船舶の諸元とするものとする。

二 対象船舶を特定できない場合にあつては、船舶の諸元に関する統計的解析により適切に設定する

ものとする。

2 船舶の接岸、動揺及び牽引については、当該施設の性能規定及び性能照査で考慮する一の作用又は二以上の作用の組合せの状態に応じて、次の各号に定める方法により設定するものとする。

一 船舶の接岸による作用については、対象船舶の諸元、当該施設の構造、接岸方法、接岸速度等を考慮して、適切な手法により設定するものとする。

二 船舶の動揺による作用については、対象船舶の諸元、当該施設の構造、係留の方法、係留装置の特性、対象船舶に作用する風、波浪、水の流れ等を考慮して、適切な手法により設定するものとする。

三 船舶の牽引による作用については、対象船舶の諸元、係留の方法、対象船舶に作用する風、波浪、水の流れ等を考慮して、適切な手法により設定するものとする。

第八款 その他の事項

(環境作用)

第十九条 環境作用の影響については、当該施設の設計供用期間、材料特性、自然状況、維持管理の方法その他の当該施設が置かれる諸条件を考慮して、適切な手法により評価するものとする。

(自重及び載荷重)

第二十条 自重については、材料の単位体積重量をもとに、適切に設定するものとする。

2 載荷重については、想定される当該施設の利用状況等を考慮して、適切に設定するものとする。

第三節 技術基準対象施設を構成する部材

(技術基準対象施設を構成する部材)

第二十一条 技術基準対象施設を構成する部材の要求性能に関し省令第七条第四項の告示で定める事項は、次条から第二十八条までに定めるとおりとする。

第二十二条 技術基準対象施設を構成する部材に共通する性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一 当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある施設を構成する部材にあつては、主たる作用が設計津波、偶発波浪又はレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。

二 設計津波から背後地を防護する必要がある施設を構成する部材にあつては、主たる作用が設計津波又はレベル二地震動である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であること。

2 前項に規定するもののほか、耐震強化施設を構成する部材の性能規定にあつては、主たる作用がレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であることとする。

3 洗掘及び吸出しによる部材の健全性への影響が施設の安定性を損なうおそれがある場合にあつては、適切な措置を講ずるものとする。

(ケーソンの性能規定)

第二十三条 鉄筋コンクリート製のケーソン（以下この条において「ケーソン」という。）の性能規定は、施設の種類に応じて、次の各号に定めるものとする。

一 ケーソンの底版及びフーチングについては、主たる作用が自重である永続状態並びに主たる作用が変動波浪、浮遊時の水圧及びレベル一地震動である変動状態に対して、ケーソンの底版及びフーチングの健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

二 ケーソンの側壁については、主たる作用が内部土圧である永続状態並びに主たる作用が変動波浪、浮遊時の水圧及びレベル一地震動である変動状態に対して、ケーソンの側壁の健全性を損なう危険

性が限界値以下であること。

三 ケーソンの隔壁については、主たる作用が据付時の水圧である変動状態に対して、ケーソンの隔壁の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

四 浮遊させる必要があるケーソンにあっては、主たる作用が水圧である変動状態に対して、浮遊時に浮体の転覆の生じる危険性が限界値以下であること。

(L型ブロックの性能規定)

第二十四条 鉄筋コンクリート製のL型ブロック（以下この条において「L型ブロック」という。）の性能規定は、施設の種類に応じて、主たる作用が自重及び土圧である永続状態並びに主たる作用がレベル地震動及び変動波浪である変動状態に対して、L型ブロックの前壁、底版、扶壁及びフーチングの健全性を損なう危険性が限界値以下であることとする。

(セルラーブロックの性能規定)

第二十五条 第二十三条の規定は、鉄筋コンクリート製のセルラーブロックの性能規定について準用する。

(直立消波ケーソンの性能規定)

第二十六条 第二十三条の規定は、鉄筋コンクリート製の直立消波ケーソン（以下この条において「直立消波ケーソン」という。）の性能規定について準用する。

2 前項に規定するもののほか、直立消波ケーソンの消波部の性能規定は、施設の種類に応じて、次の各号に定めるものとする。

一 主たる作用が変動波浪である変動状態に対して、直立消波ケーソンの消波部の部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

二 主たる作用が漂流物の衝突である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であること。

(ハイブリッドケーソンの性能規定)

第二十七条 第二十三条の規定は、ハイブリッドケーソン（鋼板とコンクリートの合成構造であるケーソンをいう。）の性能規定について準用する。

(被覆石及びブロックの性能規定)

第二十八条 波浪及び水の流れの作用を受ける構造物を被覆する捨石及びコンクリートブロック並びにマウンドの被覆石及び被覆ブロックの性能規定は、主たる作用が変動波浪及び水の流れである変動状態に対して、許容される被害の程度を超える危険性が限界値以下であることとする。

第二章 水域施設

(水域施設)

第二十九条 水域施設の要求性能に関し省令第十二条の告示で定める事項は、次条から第三十二条までに定めるとおりとする。

(航路の性能規定)

第三十条 航路の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一 航路の幅員は、対象船舶の長さ及び幅、船舶航行量、地象、波浪、水の流れ及び風の状況並びに周辺の水域の利用状況に照らし、船舶が行き会う可能性のある航路にあっては対象船舶の長さ以上の、船舶が行き会う可能性のない航路にあっては対象船舶の長さの二分の一以上の適切な幅を有すること。ただし、航行の形態が特殊な場合にあっては、船舶の安全な航行に支障を及ぼさない幅までその幅員を縮小することができる。

- 二 航路の水深は、波浪、水の流れ、風等による対象船舶の動揺の程度及びトリムを考慮して、対象船舶の喫水以上の適切な深さを有すること。
- 三 航路の方向は、地象、波浪、水の流れ及び風の状況並びに周辺の水域の利用状況に照らし、船舶の安全な航行に支障を及ぼさないものとする。
- 四 船舶の航行が著しく混雑する航路にあっては、往復の方向別又は船舶の大小別に分離されていること。

(泊地の性能規定)

第三十一条 泊地の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 泊地の規模は、次の基準を満たすこと。ただし、対象船舶の総トン数が五百トン未満の泊地にあっては、この限りでない。
 - イ 船舶の停泊又は係留の用に供される泊地であって、岸壁、係船くい、栈橋及び浮栈橋の前面の泊地以外のものにあつては、対象船舶の長さに地象、波浪、水の流れ及び風の状況並びに周辺の水域の利用状況に照らし、適切な値を加えて得た値を半径とする円を上回る広さであること。ただし、停泊又は係留の形態によりその広さを必要としない場合にあつては、船舶の安全な停泊又は係留に支障を及ぼさない広さまでその規模を縮小することができる。
 - ロ 船舶の停泊又は係留の用に供される泊地であって、岸壁、係船くい、栈橋及び浮栈橋の前面のものにあつては、地象、波浪、水の流れ及び風の状況、周辺の水域の利用状況並びに停泊又は係留の形態に照らし、その長さ及び幅がそれぞれ対象船舶の長さ以上及び対象船舶の幅以上の適切な広さであること。
 - ハ 船首の回転の用に供される泊地にあつては、対象船舶の長さに一・五を乗じて得た値を半径とする円を上回る広さであること。ただし、船首の回転の形態によりその広さを必要としない場合にあつては、船首の安全な回転に支障を及ぼさない広さまでその規模を縮小することができる。
- 二 泊地の水深は、波浪、水の流れ、風等による対象船舶の動揺の程度に照らし、対象船舶の喫水以上の適切な深さを有すること。
- 三 船舶の停泊又は係留の用に供される泊地であって、岸壁、係船くい、栈橋及び浮栈橋の前面のものにあつては、原則として、年間を通じて、九十七・五パーセント以上の荷役を可能とする静穏度が確保されていること。ただし、係留施設又は係留施設の前面の水域の利用の形態が特殊な場合にあつては、この限りでない。
- 四 荒天時の避泊の用に供される泊地にあつては、荒天時の波浪の状況が、対象船舶の避泊に許容されるものであること。
- 五 専ら、木材の整理に使用される船舶の停泊又は係留の用に供される泊地にあつては、木材の流出を防止するための措置が講じられていること。

(船だまりの性能規定)

第三十二条 前条第二号の規定は、船だまりの性能規定について準用する。

- 2 前項に規定するもののほか、船だまりの性能規定は、船舶の安全かつ円滑な利用に必要な形状、広さ及び静穏度を有することとする。

第三章 外郭施設

(外郭施設)

第三十三条 外郭施設の要求性能に関し省令第二十四条の告示で定める事項は、次条から第四十六条までに定めるとおりとする。

(防波堤の性能規定)

第三十四条 防波堤に共通する性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一 第三十一条第三号に規定する静穏度を満たすよう適切に配置され、かつ、許容される伝達波高以下となる所要の諸元を有すること。

二 消波構造を有する防波堤にあっては、所要の消波機能を発揮できる諸元を有すること。

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる防波堤の性能規定にあっては、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 高潮から背後地を防護する必要がある防波堤の性能規定 高潮による港湾内の水位の上昇及び流速を低減させるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

二 設計津波から背後地を防護する必要がある防波堤の性能規定 設計津波による港湾内の水位の上昇及び流速を低減させるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

三 環境の保全を図る防波堤の性能規定 当該施設の本来の機能を損なわず、当該施設が置かれる自然状況等に応じて、港湾の環境を保全できるよう、所要の諸元を有すること。

四 不特定かつ多数の者の利用に供する防波堤の性能規定 当該施設が置かれる自然状況、利用状況等に応じて、利用者の安全を確保できるよう、所要の諸元を有すること。

五 当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防波堤の性能規定 主たる作用が設計津波、偶発波浪又はレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。

(重力式防波堤の性能規定)

第三十五条 重力式防波堤の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一 主たる作用が自重である永続状態に対して、地盤のすべり破壊の生じる危険性が限界値以下であること。

二 主たる作用が変動波浪及びレベル一地震動である変動状態に対して、堤体の滑動、転倒及び基礎地盤の支持力不足による破壊の生じる危険性が限界値以下であること。

(杭式防波堤の性能規定)

第三十六条 杭式防波堤の性能規定は、主たる作用が変動波浪及びレベル一地震動である変動状態に対して、次の各号に定めるものとする。

一 杭に作用する軸方向力が地盤の破壊に基づく抵抗力を超える危険性が限界値以下であること。

二 杭に生じる応力度が降伏応力度を超える危険性が限界値以下であること。

(浮防波堤の性能規定)

第三十七条 浮防波堤の性能規定は、主たる作用が変動波浪である変動状態に対して、次の各号に定めるものとする。

一 浮体の転覆の生じる危険性が限界値以下であること。

二 浮体の部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

三 係留索に生じる応力度が降伏応力度を超える危険性が限界値以下であること。

四 係留アンカー等に働く引張力により安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

(防砂堤の性能規定)

第三十八条 第三十五条又は第三十六条の規定は、構造形式に応じて、防砂堤の性能規定について準用する。

2 前項に規定するもののほか、防砂堤の性能規定は、当該施設が置かれる自然状況等に応じて、漂砂

を制御できるよう、適切に配置され、かつ、所要の諸元を有することとする。

（防潮堤の性能規定）

第三十九条 第四十九条から第五十二条までの構造の安定に係る規定（船舶の牽引及び接岸に関する規定を除く。）は、構造形式に応じて、防潮堤の性能規定について準用する。

2 前項に規定するもののほか、防潮堤の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一 当該施設が置かれる自然状況等に応じて、越波を制御できるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

二 主たる作用が水圧である変動状態に対して、地盤の浸透破壊により安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

三 パラペットを有する構造の場合にあっては、主たる作用が変動波浪及びレベルー地震動である変動状態に対して、パラペットの滑動及び転倒の生じる危険性が限界値以下であること。

3 前二項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い、人命、財産又は社会的経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防潮堤の性能規定にあっては、次の各号に定めるものとする。

一 設計津波又は偶発波浪から背後地を防護する必要がある防潮堤にあっては、設計津波又は偶発波浪から背後地を防護するための所要の諸元を有すること。

二 主たる作用が設計津波、偶発波浪又はレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。

（導流堤の性能規定）

第四十条 第三十八条の規定は、導流堤の性能規定について準用する。

（水門の性能規定）

第四十一条 水門の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一 当該施設が置かれる自然状況等に応じて、背後の土地の保全及び不要な内水の排除が行えるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

二 高潮、波浪及び設計津波を考慮した所要の諸元を有すること。

三 主たる作用が自重である永続状態に対して、部材の健全性及び構造の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

四 主たる作用が水圧である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。

イ 部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

ロ 地盤の浸透破壊により安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

五 主たる作用が変動波浪及びレベルー地震動である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。

イ 部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

ロ 水門システムの安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

2 前項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会的経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある水門の性能規定にあっては、次の各号に定めるものとする。

一 設計津波又は偶発波浪から背後地を防護する必要がある水門にあっては、越流を制御するための所要の諸元を有すること。

二 主たる作用が設計津波、偶発波浪又はレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。

（閘門の性能規定）

第四十二条 前条の規定は、閘門の性能規定について準用する。

2 前項に規定するもののほか、閘門の性能規定は、当該施設が置かれる自然状況、利用状況等に応じて、船舶が安全かつ円滑に航行できるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有することとする。

(護岸の性能規定)

第四十三条 第三十九条の規定は、護岸の性能規定について準用する。

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる護岸の性能規定にあつては、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 環境の保全を図る護岸の性能規定 当該施設の本来の機能を損なわず、当該施設が置かれる自然状況等に応じて、港湾の環境を保全できるよう、所要の諸元を有すること。

二 不特定かつ多数の者の利用に供する護岸の性能規定 当該施設が置かれる自然状況、利用状況等に応じて、利用者の安全を確保できるよう、所要の諸元を有すること。

(堤防の性能規定)

第四十四条 第三十九条の規定は、堤防の性能規定について準用する。

(突堤の性能規定)

第四十五条 第三十八条の規定は、突堤の性能規定について準用する。

(胸壁の性能規定)

第四十六条 第三十九条の規定は、胸壁の性能規定について準用する。

第四章 係留施設

(係留施設)

第四十七条 係留施設の要求性能に関し省令第三十四条の告示で定める事項は、次条から第七十四条までに定めるとおりとする。

(岸壁の性能規定)

第四十八条 岸壁に共通する性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一 対象船舶の諸元に応じた所要の水深及び長さを有すること。

二 潮位の影響、対象船舶の諸元及び岸壁の利用状況に応じた所要の天端高を有すること。

三 利用状況に応じた所要の附帯設備を有すること。

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる岸壁の性能規定にあつては、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 環境の保全を図る岸壁の性能規定 当該施設の本来の機能を損なわず、当該施設が置かれる自然状況等に応じて、港湾の環境を保全できるよう、所要の諸元を有すること。

二 耐震強化施設である岸壁の性能規定 主たる作用がレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。

(重力式係船岸の性能規定)

第四十九条 重力式係船岸の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一 主たる作用が自重である永続状態に対して、地盤のすべり破壊の生じる危険性が限界値以下であること。

二 主たる作用が土圧である永続状態及び主たる作用がレベル一地震動である変動状態に対して、壁体の滑動、転倒及び基礎地盤の支持力不足による破壊の生じる危険性が限界値以下であること。

(矢板式係船岸の性能規定)

第五十条 矢板式係船岸の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一 主たる作用が土圧である永続状態及び主たる作用がレベル一地震動である変動状態に対して、矢

板が構造の安定に必要な根入れ長を有し、かつ、矢板に生じる応力度が降伏応力度を超える危険性が限界値以下であること。

二 主たる作用が土圧である永続状態並びに主たる作用がレベル地震動及び船舶の牽引である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。

イ 控え工を有する構造の場合にあっては、控え工が、構造形式に応じて、適切な位置に設置され、かつ、構造の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

ロ タイ材及び腹起しを有する構造の場合にあっては、タイ材及び腹起しに生じる応力度が降伏応力度を超える危険性が限界値以下であること。

ハ 上部工を有する構造の場合にあっては、上部工の部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

三 上部工を有する構造の場合にあっては、主たる作用が船舶の接岸である変動状態に対して、上部工の部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

四 主たる作用が自重である永続状態に対して、矢板下端以下を通る地盤のすべり破壊の生じる危険性が限界値以下であること。

2 前項に規定するもののほか、自立矢板式の性能規定にあっては、主たる作用が土圧である永続状態並びに主たる作用がレベル地震動並びに船舶の接岸及び牽引である変動状態に対して、矢板天端に生じる変形量の変形量の許容値を超える危険性が限界値以下であることとする。

3 第一項に規定するもののほか、二重矢板式の性能規定にあっては、次の各号に定めるものとする。

一 主たる作用が土圧である永続状態及び主たる作用がレベル地震動である変動状態に対して、壁体の滑動の生じる危険性が限界値以下であること。

二 主たる作用が土圧である永続状態及び主たる作用がレベル地震動である変動状態に対して、前面及び背面矢板の天端に生じる変形量の変形量の許容値を超える危険性が限界値以下であること。

三 主たる作用が土圧である永続状態に対して、壁体のせん断変形により安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

(棚式係船岸の性能規定)

第五十一条 棚式係船岸の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一 主たる作用が土圧である永続状態及び主たる作用がレベル地震動である変動状態に対して、矢板が構造の安定に必要な根入れ長を有し、かつ、矢板に生じる応力度が降伏応力度を超える危険性が限界値以下であること。

二 主たる作用が土圧である永続状態及び主たる作用がレベル地震動である変動状態に対して、壁体の滑動及び転倒の生じる危険性が限界値以下であること。

三 主たる作用が自重である永続状態に対して、次の基準を満たすこと。

イ 棚杭に作用する軸方向力が地盤の破壊に基づく抵抗力を超える危険性が限界値以下であること。

ロ 棚の部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

四 主たる作用が土圧である永続状態並びに主たる作用がレベル地震動並びに船舶の接岸及び牽引である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。

イ 棚杭に作用する軸方向力が地盤の破壊に基づく抵抗力を超える危険性が限界値以下であること。

ロ 棚杭に生じる応力度が降伏応力度を超える危険性が限界値以下であること。

ハ 棚の部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

五 主たる作用が自重である永続状態に対して、矢板下端以下を通る地盤のすべり破壊の生じる危険性が限界値以下であること。

(セル式係船岸の性能規定)

第五十二条 セル式係船岸の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一 主たる作用が土圧である永続状態に対して、次の基準を満たすこと。

イ 壁体のせん断変形により安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

ロ セル式係船岸の部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

二 主たる作用が土圧である永続状態及び主たる作用がレベルー地震動である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。

イ 壁体の滑動及び基礎地盤の支持力不足による破壊の生じる危険性が限界値以下であること。

ロ セル天端に生じる変形量の変形量の許容値を超える危険性が限界値以下であること。

三 主たる作用が自重である永続状態に対して、地盤のすべり破壊の生じる危険性が限界値以下であること。

四 セル式係船岸の上部工が、主たる作用が土圧である永続状態並びに主たる作用がレベルー地震動並びに船舶の接岸及び牽引である変動状態に対して次の基準を満たすこと。

イ 杭に作用する軸方向力が地盤の破壊に基づく抵抗力を超える危険性が限界値以下であること。

ロ 杭に生じる応力度が降伏応力度を超える危険性が限界値以下であること。

ハ 部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

2 前項に規定するもののほか、置きセル式の性能規定にあつては、主たる作用がレベルー地震動である変動状態に対して、転倒の生じる危険性が限界値以下であることとする。

(係船浮標の性能規定)

第五十三条 係留浮標の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一 利用状況に応じた所要のブイの乾舷を有すること。

二 係留船舶の振回りが、許容される範囲内となる所要の諸元を有すること。

三 主たる作用が変動波浪、水の流れ及び船舶の牽引である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。

イ 浮体鎖、地鎖及び沈錘鎖の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

ロ 係留アンカー等に働く引張力により安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

2 前項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある係船浮標の性能規定にあつては、主たる作用が設計津波又は偶発波浪である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であることとする。

(係船くい性能規定)

第五十四条 係船くいの性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一 利用状況に応じた所要の諸元を有すること。

二 主たる作用が船舶の接岸及び牽引である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。

イ 上部工を有する構造の場合にあつては、上部工の部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

ロ 杭に作用する軸方向力が地盤の破壊に基づく抵抗力を超える危険性が限界値以下であること。

ハ 杭に生じる応力度が降伏応力度を超える危険性が限界値以下であること。

(栈橋の性能規定)

第五十五条 第四十八条の規定は、栈橋の性能規定について準用する。

2 前項に規定するもののほか、栈橋の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一 栈橋の渡版が次の基準を満たすこと。

イ 利用状況に応じて、荷役、乗降等を安全かつ円滑に行えるための所要の諸元を有すること。

ロ 栈橋の上部工に水平方向の荷重を伝達させないものであり、かつ、地震動等の作用により生じる栈橋部及び土留部の変形に対して落版しないこと。

二 主たる作用がレベルー地震動、船舶の接岸及び牽引並びに載荷重である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。

イ 上部工の部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

ロ 杭に作用する軸方向力が地盤の破壊に基づく抵抗力を超える危険性が限界値以下であること。

ハ 杭に生じる応力度が降伏応力度を超える危険性が限界値以下であること。

三 主たる作用が変動波浪である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。

イ 渡版に作用する揚圧力により渡版の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

ロ 上部工の部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

ハ 杭に作用する軸方向力が地盤の破壊に基づく抵抗力を超える危険性が限界値以下であること。

四 補剛部材を有する構造の場合にあっては、主たる作用が変動波浪、レベルー地震動、船舶の接岸及び牽引並びに載荷重である変動状態に対して、補剛部材及び格点部の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

3 第四十九条から第五十二条までの規定は、構造形式に応じて、栈橋の土留部の性能規定について準用する。

(浮栈橋の性能規定)

第五十六条 第四十八条第一項（第二号を除く。）の規定は、浮栈橋の性能規定について準用する。

2 前項に規定するもののほか、浮栈橋の性能規定は、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

一 利用状況に応じた浮体の動揺及び傾斜が許容される範囲内となる所要の諸元を有すること。

二 主たる作用が変動波浪である変動状態に対して、浮体の転覆の生じる危険性が限界値以下であること。

三 対象船舶の諸元及び浮栈橋の利用状況に応じた所要の乾舷を有すること。

四 主たる作用が変動波浪、レベルー地震動、船舶の接岸及び牽引並びに載荷重である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。

イ 浮体の部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

ロ 浮体の係留設備の部材の健全性及び構造の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

3 前二項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある浮栈橋の性能規定にあっては、主たる作用が設計津波又は偶発波浪である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であることとする。

4 第六十五条及び第九十五条の規定は、利用状況に応じて、浮体の連絡設備の性能規定について準用する。

(物揚場の性能規定)

第五十七条 第四十八条から第五十二条まで又は第五十五条の規定は、構造形式に応じて、物揚場の性

能規定について準用する。

(船揚場の性能規定)

第五十八条 船揚場の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 対象船舶の諸元に応じた所要の水深及び長さを有すること。
 - 二 潮位の影響、対象船舶の諸元及び船揚場の利用状況に応じた所要の天端高を有すること。
 - 三 利用状況に応じた所要の附帯設備を有すること。
- 2 第四十九条から第五十二条までの規定は、構造形式に応じて、船揚場の揚陸部の性能規定について準用する。
- 3 船揚場の舗装の性能規定は、次の各号に定めるものとする。
- 一 荷役が安全かつ円滑に行えるように所要の諸元を有すること。
 - 二 主たる作用が載荷重である変動状態に対して、舗装の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。
 - 三 主たる作用が水圧及び変動波浪である変動状態に対して、斜路部の舗装の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

(海洋再生可能エネルギー発電設備等の下部工の性能規定)

第五十九条 海洋再生可能エネルギー発電設備等の下部工の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 利用状況に応じた所要の附帯設備を有すること。
 - 二 主たる作用が載荷重及び変動波浪である変動状態に対して、部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。
 - 三 主たる作用が載荷重、変動波浪、レベルー地震動並びに船舶の接岸及び牽引である変動状態に対して、構造の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。
- 2 前項に規定するもののほか、重力式の性能規定にあつては、次の各号に定めるものとする。
- 一 主たる作用が自重である永続状態に対して、地盤のすべり破壊の生じる危険性が限界値以下であること。
 - 二 主たる作用が載荷重、変動波浪及びレベルー地震動である変動状態に対して、基礎の滑動、転倒及び基礎地盤の支持力不足による破壊の生じる危険性が限界値以下であること。
- 3 第一項に規定するもののほか、杭式の性能規定にあつては、次の各号に定めるものとする。
- 一 主たる作用が載荷重、変動波浪、レベルー地震動並びに船舶の接岸及び牽引である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。
 - イ 杭に作用する軸方向力が地盤の破壊に基づく抵抗力を超える危険性が限界値以下であること。
 - ロ 杭に生じる応力度が降伏応力度を超える危険性が限界値以下であること。
 - 二 主たる作用が載荷重及び変動波浪である変動状態に対して、杭の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。
- 4 第一項に規定するもののほか、浮体式の性能規定にあつては、次の各号に定めるものとする。
- 一 載荷重及び利用状況に応じた浮体の動揺及び傾斜が許容される範囲内となる所要の諸元を有すること。
 - 二 主たる作用が載荷重及び変動波浪である変動状態に対して、浮体の転覆の生じる危険性が限界値以下であること。
 - 三 発電を安全かつ円滑に行うための所要の乾舷を有すること。
 - 四 主たる作用が載荷重、変動波浪、レベルー地震動並びに船舶の接岸及び牽引である変動状態に対

して、浮体の係留設備の部材の健全性及び構造の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

(係船柱及び係船環の性能規定)

第六十条 係船柱及び係船環の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 船舶の安全かつ円滑な係留及び荷役が行えるよう、当該係留施設を利用する船舶の係船索の位置を勘案して、適切に配置されていること。
- 二 主たる作用が船舶の牽引である変動状態に対して、係船柱及び係船環の部材の健全性及び構造の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

(防衝設備の性能規定)

第六十一条 防衝設備の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 船舶の安全かつ円滑な接岸及び係留が行えるよう、当該施設が置かれる自然状況、利用船舶の接岸及び係留の状況並びに係留施設の構造に応じて、適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。
- 二 主たる作用が船舶の接岸である変動状態に対して、船舶接岸時に船舶の接岸エネルギーが防衝設備の吸収エネルギーを超える危険性が限界値以下であること。

(照明設備の性能規定)

第六十二条 照明設備の性能規定は、荷役及び船舶の離着岸並びに人の出入りが行われる係留施設において、安全かつ円滑に利用できるよう、当該施設の利用状況等に応じて、適切な照明設備が配置されていることとする。

(救命設備の性能規定)

第六十三条 救命設備の性能規定は、総トン数が五百トン以上の旅客船の利用に供する係留施設において、人の安全を確保できるよう、必要に応じて、適切な救命設備が常備されていることとする。

(車止めの性能規定)

第六十四条 車止めの性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 係留施設の構造及び利用状況に応じて、利用の安全が確保でき、船舶の係留及び荷役に支障のないよう、適切に配置され、かつ、所要の諸元を有していること。
- 二 主たる作用が車両の衝突による作用である変動状態に対して、車止めの健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

(車両の乗降設備の性能規定)

第六十五条 車両の乗降設備の性能規定は、当該設備を利用する車両の諸元及び特性に応じて、所要の諸元を有することとする。

(給水設備の性能規定)

第六十六条 第九十条の規定は、給水設備の性能規定について準用する。

(排水設備の性能規定)

第六十七条 排水設備の性能規定は、係留施設における排水の水質並びに係留施設の構造及び利用状況に応じて、適切に配置され、かつ、所要の機能及び諸元を有することとする。

(給油設備及び給電設備の性能規定)

第六十八条 給油設備及び給電設備の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 船舶等への給油又は給電が安全かつ円滑に行えるよう、係留施設の構造及び利用状況を考慮して、適切に配置され、かつ、所要の給油能力又は給電能力を有すること。
- 二 給油管が舗装面下に敷設される場合にあっては、主たる作用が載荷重である変動状態に対して、

給油管の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

(人の乗降設備の性能規定)

第六十九条 第九十三条又は第九十五条の規定は、人の乗降設備の性能規定について準用する。

(柵、扉、ロープ等の性能規定)

第七十条 柵、扉、ロープ等の性能規定は、係留施設及びその関連施設において、旅客の安全の確保、旅客の通路の確保、車両の進入防止等に資するよう、必要に応じて、適切に配置され、かつ、所要の諸元を有することとする。

(監視設備の性能規定)

第七十一条 監視の用に供する設備の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 係留施設及びその関連施設において、旅客の安全の確保、保安の確保、車両の進入防止等に資するよう、必要に応じて、適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。
- 二 監視の記録を保持できる所要の機能を備えること。

(標識等の性能規定)

第七十二条 標識等の性能規定は、利用者の安全と利便並びに事故及び災害の防止を図るものとし、施設の位置等の案内、利用者の誘導、危険の警告等に資するよう、必要に応じて、適切に配置され、かつ、所要の諸元を有することとする。

(エプロンの性能規定)

第七十三条 エプロンの性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 荷役が安全かつ円滑に行えるよう、所要の諸元を有すること。
- 二 雨水その他の地表水を排除できるよう、所要の勾配を有すること。
- 三 載荷重及び係留施設の利用状況に応じて、適切な材料により舗装されていること。
- 四 主たる作用が載荷重である変動状態に対して、舗装において荷役に支障を与える程度の損傷の生じる危険性が限界値以下であること。

(荷役機械の基礎の性能規定)

第七十四条 荷役機械の基礎の性能規定は、荷役機械の種類及び基礎の構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

- 一 荷役及び荷役機械の走行等が、安全かつ円滑に行えるための所要の諸元を有すること。
- 二 主たる作用がレベル地震動及び載荷重である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。
 - イ 杭を有する構造の場合にあっては、杭に作用する軸方向力が地盤の破壊に基づく抵抗力を超える危険性が限界値以下であること。
 - ロ 杭を有する構造の場合にあっては、杭に生じる応力度が降伏応力度を超える危険性が限界値以下であること。
 - ハ 梁の部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。
 - ニ 杭を有しない構造の場合にあっては、梁の滑動が生じる危険性が限界値以下であること。
- 三 主たる作用が載荷重である変動状態に対して、梁に生じるたわみ量が限界値以下であること。

2 前項に規定するもののほか、耐震強化施設に設置される荷役機械の基礎の性能規定にあっては、主たる作用がレベル地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であることとする。

第五章 臨港交通施設

(臨港交通施設)

第七十五条 臨港交通施設の要求性能に関し省令第四十条の告示で定める事項は、次条から第八十条までに定めるとおりとする。

第七十六条 臨港交通施設に共通する性能規定は、港湾における安全かつ円滑な交通を確保するため、交通の発生状況、計画上の交通量、当該施設の存する自然状況、他の交通施設との円滑な接続その他の交通施設の利用状況等に応じて、適切に配置され、かつ、所要の諸元を有することとする。

(道路の性能規定)

第七十七条 道路の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 セミトレーラー連結車の通行が多い等の場合にあっては、セミトレーラー連結車を設計車両とすることができる。
- 二 舗装の構造が、セミトレーラー連結車、モビルクレーン等の特殊な車両の交通量等に応じて、適切に設定されていること。
- 三 車線等が、港湾において発生する交通を滞留させないよう、次の基準を満たすこと。
 - イ 当該道路の周辺の港湾の利用状況等を考慮した計画上の交通量並びに設計基準交通量（道路の時間当たり最大許容自動車交通量をいう。）に応じて、車線数が適切に設定されていること。
 - ロ 車線の幅員が、原則として、三・二五メートル又は三・五メートルであること。ただし、大型車の通行量が多い場合にあっては、三・五メートルを標準とし、地形等の影響によりやむ得ない場合においては、三メートルまで縮小することができる。
 - ハ 車両の安全かつ円滑な通行に支障のないよう、必要に応じて、車道の左端寄りに停車帯が設けられていること。
- 四 専ら歩行者及び自転車の用に供される道路にあっては、当該道路の周辺の港湾の施設の利用状況等に応じて、適切な構造を有すること。
- 五 背高コンテナを積載したセミトレーラー連結車、モビルクレーン等の特殊な車両の通行が想定される場合にあっては、当該車両の安全な通行が確保できるよう、建築限界が適切に設定されていること。
- 六 耐震強化施設等に接続する道路にあっては、レベル二地震動の作用後に当該施設に求められる機能が確保できるよう、適切に配置されていること。
- 七 道路の構造、場所及び設備に関し前号までに定めのない事項については、港湾で発生する交通の特性に応じ、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）の規定に準じていること。

(水底トンネルの性能規定)

第七十八条 水底トンネルの性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 船舶の投錨及び走錨、波浪及び水の流れによる洗掘等に対して、部材の健全性及び構造の安定性を確保できるよう、適切な材料によって所要の厚さで被覆されていること。
 - 二 安全かつ円滑に利用できるよう、所要の管理設備を有すること。
 - 三 主たる作用がレベル二地震動及び火災による火熱である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であること。
- 2 前項に規定するもののほか、沈埋トンネルの性能規定にあっては、次の各号に定めるものとする。
- 一 主たる作用が自重である永続状態に対して、基礎地盤の支持力不足による破壊の生じる危険性が限界値以下であること。
 - 二 主たる作用が土圧である永続状態に対して、部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

三 主たる作用が水圧である変動状態に対して、沈埋函、換気所及び立坑の浮き上がりの生じる危険性が限界値以下であること。

四 主たる作用がレベルー地震動である変動状態に対して、部材の健全性及び沈埋函、換気所、立坑、継手部等の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

(駐車場の性能規定)

第七十九条 第七十七条第一号及び第五号の規定は、駐車場の性能規定について準用する。

2 前項に規定するもののほか、駐車場の性能規定は、当該施設及びその周辺の利用状況等に応じて、駐車場の規模、配置等が適切に設定されていることとする。

(橋梁の性能規定)

第八十条 橋梁の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一 技術基準対象施設等の上部空間を横断する場合にあっては、それぞれの施設の安全かつ円滑な利用に支障を及ぼさないよう、橋脚、橋げた等が設置されていること。

二 船舶の衝突による橋脚及び橋げたの損傷を防止するよう、必要に応じて、防衝設備が設置されていること。

三 主たる作用が船舶の衝突である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であること。

第六章 荷さばき施設

(荷さばき施設)

第八十一条 荷さばき施設の要求性能に関し省令第四十四条の告示で定める事項は、次条から第八十四条までに定めるとおりとする。

(荷役機械の性能規定)

第八十二条 荷役機械の性能規定は、荷役機械の形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

一 対象船舶、貨物の種類及び量、係留施設の構造及び荷役の状況に応じて、適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

二 当該施設周辺の環境保全のために、必要に応じて、粉じん、騒音等の防止ができるよう適切な機能を有すること。

2 前項に規定するもののほか、船舶との荷役の用に供する軌道走行式荷役機械の性能規定にあっては、風による逸走を防止するための適切な機能を有すること。

3 第一項に規定するもののほか、石油荷役機械、液化石油ガス荷役機械及び液化天然ガス荷役機械の性能規定にあっては、次の各号に定めるものとする。

一 主たる作用が自重である永続状態に対して、部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

二 主たる作用がレベルー地震動、風並びに石油、液化石油ガス及び液化天然ガスの重量及び圧力である変動状態に対して、部材の健全性及び構造の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

三 緊急時における船舶の係留施設からの移動に支障とならないための適切な措置が講じられていること。

4 第一項に規定するもののほか、耐震強化施設に設置される荷役機械の性能規定にあっては、主たる作用がレベル二地震動である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であることとする。

(荷さばき地の性能規定)

第八十三条 荷さばき地の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 貨物の種類及び量並びに取扱いの状況に応じて、適切な形状及び広さを有していること。
- 二 荷さばき地の通路が、荷役機械、車両等が安全かつ円滑に走行できるよう、適切な幅員及び線形を有していること。
- 三 安全かつ円滑な利用が可能となるよう、当該施設の利用状況等に応じて、適切な照明設備が設置されていること。
- 四 人の立入りが危険な荷さばき地にあつては、立入りを禁止するための適切な措置が講じられていること。
- 五 荷さばき地内に水を滞留させないための適切な排水設備を有していること。
- 六 移動式荷役機械を利用する荷さばき地にあつては、貨物の安全かつ円滑な荷さばきが行えるよう、必要に応じて、衝突防止のための適切な措置が講じられていること。
- 七 荷さばき地の舗装にあつては、主たる作用が載荷重である変動状態に対して、舗装において荷役に支障を与える程度の損傷の生じる危険性が限界値以下であること。
- 八 風によって飛散する貨物を取扱う荷さばき地にあつては、飛散防止のための適切な措置が講じられていること。
- 九 木材の整理のための荷さばき地にあつては、次の基準を満たすこと。
 - イ 必要に応じて、木皮等を処分するための適切な設備を有していること。
 - ロ 水域である場合にあつては、木材の流出を防止するための適切な措置が講じられていること。

2 前項に規定するもののほか、災害時に耐震強化施設と一体となって機能を発揮する荷さばき地の性能規定にあつては、主たる作用がレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であることとする。

（上屋の性能規定）

第八十四条 前条第一項（第一号から第四号までに限る。）の規定は、上屋の性能規定について準用する。

2 前項に規定するもののほか、上屋の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 荷役により粉じん等が発生する上屋にあつては、適切な換気設備を有していること。
- 二 高潮の影響等により浸水のおそれのある上屋にあつては、必要に応じて、水の侵入を防止するための適切な設備を有していること。

第七章 保管施設

（保管施設）

第八十五条 保管施設の要求性能に関し省令第四十六条の告示で定める事項は、次条から第八十八条までに定めるとおりとする。

第八十六条 第八十三条第一項の規定は、野積場、貯木場及び貯炭場の性能規定について準用する。

第八十七条 第八十四条の規定は、倉庫の性能規定について準用する。

第八十八条 第八十三条第一項又は第八十四条の規定は、危険物置場及び貯油施設の性能規定について準用する。

2 前項に規定するもののほか、危険物置場及び貯油施設の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 集約して設置されていること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合にあつては、この限りでない。
- 二 危険物置場の周囲には、危険物の種類、施設の構造等に応じて、適切な幅の空地が確保されてい

ること。

第八章 船舶役務用施設

(船舶役務用施設)

第八十九条 船舶役務用施設の要求性能に関し省令第四十八条の告示で定める事項は、次条に定めるとおりとする。

(船舶のための給水施設の性能規定)

第九十条 船舶のための給水施設の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 船舶の利用状況に応じて、適切に配置されていること。
- 二 対象船舶の諸元に応じて、適切な給水能力を有していること。
- 三 水の汚染を防止できる構造を有し、給水栓が衛生的に維持されていること。

第九章 移動式施設

(移動式施設)

第九十一条 移動式施設の要求性能に関し省令第五十二条の告示で定める事項は、次条及び第九十三条に定めるとおりとする。

(移動式荷役機械の性能規定)

第九十二条 移動式荷役機械の性能規定は、荷役機械の形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

- 一 対象船舶、貨物の種類及び量、係留施設の構造及び荷役の状況に応じて、適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。
- 二 当該施設周辺の環境保全のために、必要に応じて、粉じん、騒音等の防止ができるよう適切な機能を有すること。
- 三 貨物の安全かつ円滑な荷役が行えるよう、必要に応じて、衝突防止のための適切な措置が講じられていること。

(移動式旅客乗降用施設の性能規定)

第九十三条 移動式旅客乗降用施設の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 通路が、旅客の安全かつ円滑な乗降が行えるよう、次の基準を満たすこと。
 - イ 適切な幅員及び勾配であること。
 - ロ 滑り止めの措置が講じられ、又は滑りにくい材料が用いられていること。
 - ハ 両側に側壁、手すり等が設置されていること。
- 二 階段が設けられていないこと。ただし、やむを得ず設ける場合にあっては、階段の蹴上げ高が利用者の安全に配慮し設定され、必要に応じて踊り場が設けられていること。
- 三 旅客乗降用施設と車両乗降用施設を兼用するものでないこと。ただし、旅客と車両の通行を分離できる場合にあっては、この限りでない。
- 四 旅客乗降用施設の可動橋の先端部の鉛直方向の移動可能量が、潮位、船舶の喫水の変化及び船舶の動揺に応じて、適切に設定されていること。
- 五 主たる作用が自重である永続状態に対して、部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。
- 六 主たる作用がレベルー地震動、載荷重及び風である変動状態に対して、当該施設脚部の浮き上がりにより安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

第十章 その他の港湾の施設

(その他の港湾の施設)

第九十四条 旅客乗降用固定施設、廃棄物埋立護岸、海浜並びに緑地及び広場の要求性能に関し省令第五十七条の告示で定める事項は、次条から第九十八条までに定めるとおりとする。

第一節 旅客乗降用固定施設

(旅客乗降用固定施設の性能規定)

第九十五条 第九十三条（第六号を除く。）の規定は、施設の種類に応じて、旅客乗降用固定施設の性能規定について準用する。

- 2 前項に規定するもののほか、旅客乗降用固定施設の性能規定は、主たる作用がレベル地震動、載荷重及び風である変動状態に対して、部材の健全性及び基礎部の安定性を損なう危険性が限界値以下であることとする。

第二節 廃棄物埋立護岸

(廃棄物埋立護岸の性能規定)

第九十六条 第三十九条の規定は、廃棄物埋立護岸の性能規定について準用する。

- 2 前項に規定するもののほか、廃棄物埋立護岸の性能規定は、当該施設が置かれる自然状況等に応じて、波浪、高潮、設計津波等により埋立地内の廃棄物等が場外に流出しないよう、適切に配置され、かつ、所要の諸元を有することとする。

第三節 海浜

(海浜の性能規定)

第九十七条 海浜の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 人が安全かつ快適に利用でき、港湾の良好な環境の整備に資するよう、適切に配置され、かつ、所要の諸元を有していること。
 - 二 主たる作用が変動波浪及び水の流れである変動状態に対して、海浜形状の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。
- 2 前項に規定するもののほか、不特定かつ多数の者の利用に供する海浜の性能規定にあつては、当該施設が置かれる自然状況及び利用状況に応じて、利用者の安全を確保できるよう、所要の諸元を有することとする。

第四節 緑地及び広場

(緑地及び広場の性能規定)

第九十八条 緑地及び広場の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 人が安全かつ快適に利用でき、港湾の良好な環境の整備に資するよう、適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。
- 二 レベル地震動の作用後に港湾及びその周辺地域の復旧及び復興に資する拠点として利用するものとし、円滑な物資輸送及び避難地が確保できるよう、所要の諸元を有すること。
- 三 主たる作用がレベル地震動である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であること。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に設置されている技術基準対象施設（建設中のものを含む。）がこの告示の規定に適合しない場合においては、この告示の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、

当該施設については、当該規定は、適用しない。この場合において、当該規定に相当する改正前の規定があるときは、なお従前の例による。

附 則 （平成二二年九月六日国土交通省告示第一〇一五号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二十二年九月六日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に設置されている船舶との荷役の用に供する軌道走行式荷役機械（建設中のものを含む。）が改正後の港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示第八十二条第二項の規定に適合しない場合においては、この告示の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は適用しない。

附 則 （平成二五年九月一八日国土交通省告示第八六一号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に設置されている技術基準対象施設（建設中のものを含む。）がこの告示による改正後の港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の規定に適合しない場合においては、この告示の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は、適用しない。

附 則 （平成二九年一二月二六日国土交通省告示第一一九五号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に設置されている技術基準対象施設（建設中のものを含む。）が第一条の規定による改正後の港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の規定に適合しない場合においては、この告示の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は、適用しない。

附 則 （平成三〇年三月一六日国土交通省告示第四四八号） 抄

（施行期日）

- 1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に設置されている技術基準対象施設（建設中のものを含む。）がこの告示による改正後の港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の規定に適合しない場合においては、この告示の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は、適用しない。

附 則 （令和二年六月一日国土交通省告示第六三二号） 抄

（施行期日）

- 1 この告示は、令和二年六月十五日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に設置されている技術基準対象施設（建設中のものを含む。）がこの告示による改正後の港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の規定に適合しない場合においては、こ

の告示の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は、適用しない。

附 則 （令和六年四月一日国土交通省告示第三四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の際現に設置されている技術基準対象施設又は現に建設中の技術基準対象施設については、この告示による改正後の港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示第六条第一号、第七条及び第八条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。